

事務連絡
令和6年4月2日

入所施設・居住系介護サービス事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

【入所系・居住系サービス】令和6年度介護報酬改定に伴う加算届について(通知)

標記の件について、新様式を本市ホームページに掲載しましたので、令和6年4月以降、新たに加算を算定する事業所においては、新様式により届け出でいただきますようお願いいたします。

なお、令和6年3月14日付事務連絡にてご案内したとおり、令和6年4月より新たに加算を算定する場合には、令和6年4月15日までに届出があったものについては、算定要件を満たす場合に限り、令和6年4月1日に遡って算定可能とします。

また、同年3月28日付事務連絡のとおり、高齢者虐待防止措置実施の有無及び業務継続計画策定の有無については、届出がない場合には減算の対象となるため、特にご留意ください。

なお、令和6年度報酬改定に伴う質問については、メールにて受付いたします。詳細につきましては、下記内容をご確認ください。

記

1 新様式の掲載場所

福岡市 > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること
> 指定・運営に関する各種手続き > 介護報酬に関する届出(加算・減算)

※ 国の解釈等により、様式の改正・追加を行う場合があります。様式を変更した際には、隨時、様式データの差替えを行いますので、届出を提出する前に必ず様式の変更がないか、ご確認ください。

2 受付を開始する届出

- 令和6年4月より新たに算定(取下げ)する加算に関する届出
- 高齢者虐待防止措置実施の有無及び業務継続計画策定の有無に関する届出(※令和6年3月28日付事務連絡を必ずご確認ください。)

3 届出の提出期限 令和6年4月15日(月)

※令和6年5月以降、新たに加算を算定する場合には、加算算定開始月の1日までに届出ください。

4 提出先(郵送)

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1

※ 封筒には、必ず朱書きで「加算届 在中」とご記入ください。

※ 本件に係る届出以外の書類は同送しないでください。

※ 居宅サービスの加算届出先等については、「[居宅系サービス]令和6年度介護報酬改定に伴う加算届について(通知)」をご確認ください。

※ 提出書類のコピーを取るなど、問い合わせに対応できるようにしておいてください。

5 令和6年度介護報酬改定に伴う内容に関する質問等について

介護報酬改定に係る質問は、専用ホームページにて受付となります。

※ 電話での問い合わせは受付しませんので、ご了承ください。

※ 国の解釈が示されていない内容等につきましては、回答にお時間をいただくことがあります。

<質問受付専用ホームページ>

<https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/isseikasan-inquiry>



QR コード

【お問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

施設指導係 TEL:092-711-4257